

郡山市中山間地域等直接支払事業事務取扱要領

1 趣旨

中山間地域等における耕作放棄の発生防止と、多面的機能の確保を図るために、農業生産条件の不利を補正することを目的とした中山間地域等直接支払制度に係る事業（＝中山間地域等直接支払交付金事業、以下「直接支払」という。）を円滑に実施するため、郡山市中山間地域等直接支払事業事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）を定める。

事業の実施にあたっては、中山間地域等直接支払交付金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第392号農林水産事務次官依命通知、以下「交付金等交付要綱」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知、以下「交付金実施要領」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知、以下「交付金実施要領の運用」という。）、福島県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱（以下「県交付要綱」という。）、福島県中山間地域等直接支払実施要領（以下「県実施要領」という。）、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号、以下「規則」という。）、郡山市農林業振興事業補助金等交付要綱（以下「市交付要綱」という。）及び中山間地域等直接支払郡山市基本方針のほか、この事務取扱要領によるものとする。

2 事業実施計画書の提出・承認等

- （1）事業を実施しようとする集落協定の代表者及び個別協定実施者は、当該年度の4月1日に中山間地域等直接支払交付金事業実施計画書（様式A、以下「計画書」という。）を市長に提出するものとする。
- （2）市長は提出された計画書を審査し、内容が適切であると認められるときは、計画書の受理日をもって計画の承認日とする。
- （3）事業の特殊性及び効果等を鑑み、対象集落及び個別協定実施者は、計画の承認をもって事業に着手することができるものとする。ただし、対象集落及び個別協定実施者が次の条件を承諾している場合に限る。
 - ア 計画承認が必ずしも交付決定を確約するものではないこと。よって、事業着手後であっても、交付金の不交付の決定又は申請額に満たない交付金交付の決定がされる場合があること。
 - イ 集落協定書等の変更により、計画書に変更が生じたときは、交付申請時に変更計画書を添付する必要があること。

3 交付申請

- （1）規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付する書類のうち、事業実施計画

書については、事務取扱要領の 2 に定めた当該年度の計画書から変更無い場合には、添付を省略することが出来る。

- (2) 交付申請時に事業計画の変更が生じた場合は、変更計画書（様式 A に準じる）を添付するものとする。

4 実績報告

- (1) 規則第 14 条に規定する補助事業等実績報告書には、規則第 4 条に規定する収支予算書に準じた収支決算書を添付するものとする。
- (2) 前項と同様に、実績報告書には中山間地域等直接支払交付金事業実施報告書（様式 A に準じる）を添付するものとする。

附則

この事務取扱要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

様式A

平成〇〇年〇月〇日

郡山市長 様

郡山市 町 集落
代表 _____ 印

平成〇年度 中山間地域等直接支払交付金事業実施（変更）計画（報告）書

本集落において、中山間地域等直接支払集落協定の推進を図るため、今年度において、下記のとおり事業を実施いたします。（いたしました。 変更の場合※1）

記

1 活動計画（実績）

- （1）集落内協定農用地の適正な利用・維持管理
- （2）共同資産である集落内水路及び農道等の維持管理（共同での清掃・除草・補修等）
- （3）多面的機能の増進活動
- （4）その他集落マスタープランの達成のために必要な事項

2 集落内協定農用地における本年度の管理・保全計画（実績）

水 田	m ²	草 地	m ²
畑	m ²	合 計	m ²

3 事業実施期間

平成〇〇年4月1日 ～ 平成〇〇年3月31日

- ※1 変更計画の場合は本文を「先に提出した事業実施計画について、集落協定書に基づき下記のとおり変更いたします。」とすること。
- ※2 個別協定の場合は、本様式に準じて協定書に基づき作成すること。
- ※3 交付申請書及び実績報告書に添付する場合は、日付、宛名書き、代表者名及び捺印を省略することができる。